

入所申し込みのご案内

この案内をよく読んでいただき、申込書類をそろえて期間内に手続きしてください。

一斉申し込み受付期間（一次）

【教育利用・保育利用とも】

受付期間 令和4年 **10月13日（木）**～**10月28日（金）**

受付場所 【教育利用】希望する認定こども園(受付時間は各園へご確認ください)

【保育利用】こども未来課【加西市役所(議会棟1階)14番窓口】※平日9時～17時

入所可否通知 令和5年2月中旬

注意事項

- ・令和5年度の途中入所(育児休業明けなど)の方も入所予約ができます。この期間にお申し込みください。
- ・妊娠中の方も、令和5年度途中で育児休業から復帰される場合は、申し込みが可能です。ただし、**申し込み後、退職した場合や転職した場合、育児休業を延長した場合は、対象から外れます**ので、至急こども未来課へご連絡ください(勤務先への在籍確認等により申請内容に虚偽が認められた場合は、利用できなくなることもあります)。
- ・保育の利用調整は、受付順ではありません。保育の必要性に応じて入所施設を決定します。
- ・入所の申し込みの手続きには、マイナンバー(世帯全員)の確認が必要です。申請書に記載の上、**受付時には、マイナンバーカードまたは通知カードおよび運転免許証等本人確認書類をご持参ください(コピー不可)**。
- ・申込書類は、すべてそろえてご提出ください。**書類に不備があれば、受付できない場合があります。**

上記期間経過後の受付期限

一斉申し込み受付期間終了後も随時申し込みを受け付けますが、一斉申し込み受付期間内にお申し込みされた方から調整します。

入所希望月に応じた期限内に申込書類をご提出ください。

入所希望月	申請(受付)期限
令和5年 4月入所 (二次) (三次)	令和5年 2月17日(金) 3月17日(金)
5月入所	4月19日(水)
6月入所	5月18日(木)
7月入所	6月19日(月)
8月入所	7月19日(水)
9月入所	8月17日(木)
10月入所	9月19日(火)
11月入所	10月19日(木)
12月入所	11月17日(金)
令和6年 1月入所	12月19日(火)
2月入所	令和6年 1月18日(木)
3月入所	

【施設の空き状況について】

毎月15日に翌月の空き状況を更新します。

加西市HPにてご確認ください。

(15日が土・日・祝日の場合は、直前の開庁日)

なお、令和5年度の空き状況は、令和5年2月15日から掲載を開始します。



入所可否通知 原則として、入所希望月の前月21日以降

加西市外の認定こども園・保育所等の利用を希望される場合

- ・市外のこども園等に入所を希望される場合でも、加西市に申し込みが必要です。
- ・市区町村ごとに受付期間が異なりますので、入所希望施設所在地の市区町村に、受付期間・必要書類等をご確認の上、加西市にお申し込みください。

加西市内の施設一覧

■認定こども園

保護者が働いている・いないにかかわらず児童を受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能を持つ施設です。

■小規模保育所

就労等により、日中、家庭で保育ができない児童を保護者に代わり保育する施設。2歳児までの児童を入所させることができます。3歳児以降も継続して保育を希望する場合は、新規入所申し込みをしていただく必要があります。なお、愛の光ナーサリーには認定愛の光こども園が、サンライズキッズ保育園加西園には幼保連携型認定こども園とみたがそれぞれ連携施設として設定されております。

区分	公/私	施設名	所在地 (すべて加西市内)	電話番号	入所年齢			保育利用	利用定員		特別保育事業			送迎バス
					教育利用				教育利用	保育利用	延長保育	一時預かり		
					3歳	4歳	5歳					幼稚園型	一般型	
認定こども園	私	多間こども園	尾崎町285	48-2383	●	●	●	産休明け～	15	50	●	●	●	
	私	善防こども園	西笠原町178-115	48-3765	●	●	●	概ね生後6か月～	15	100	●	●	●	
	私	認定白竜こども園	玉野町435-5	47-1185	-	-	●	産休明け～	10	110	●	●	●	●
	私	認定愛の光こども園	段下町880-29	48-2733	●	●	●	概ね生後6か月～	15	100	●	●	●	●
	私	幼保連携型認定こども園とみた	窪田町3	42-1592	●	●	●	産休明け～	9	105	●	●	●	●
	私	幼保連携型認定こども園北条こども園	北条町古坂1232	42-5566	●	●	●	概ね生後8か月～	10	100	●	●	-	
	私	北条東すみれこども園	北条町東高室915-2	43-1654	●	●	●	概ね生後6か月～	15	95	●	●	-	
	公	北条ならの美こども園	北条町北条672-1	42-0420	●	●	●	概ね生後8か月～	35	141	●	●	●	
	公	賀茂幼児園	福住町932-4	46-0313	●	●	●	概ね生後8か月～	15	45	-	●	●	
	公	加西こども園	中野町11-1	49-2363	●	●	●	概ね生後8か月～	10	131	-	●	●	
	公	泉よつばこども園	満久町257	45-0324	●	●	●	概ね生後8か月～	15	226	●	●	●	
小規模保育所	私	愛の光ナーサリー	北条町横尾250-1	21-9074	-	-	-	概ね生後6か月～2歳児まで	-	12	●	-	●	
	私	サンライズキッズ保育園加西園	北条町横尾1108	050-5807-2403	-	-	-	産休明け～2歳児まで	-	19	●	-	-	

※各施設の保育時間は、3ページをご覧ください。

※特別保育事業(延長保育、一時預かり(幼稚園型・一般型))は、8ページ～9ページをご覧ください。

※入所年齢は、令和5年4月1日現在の年齢で、令和6年3月31日まで変わりません。

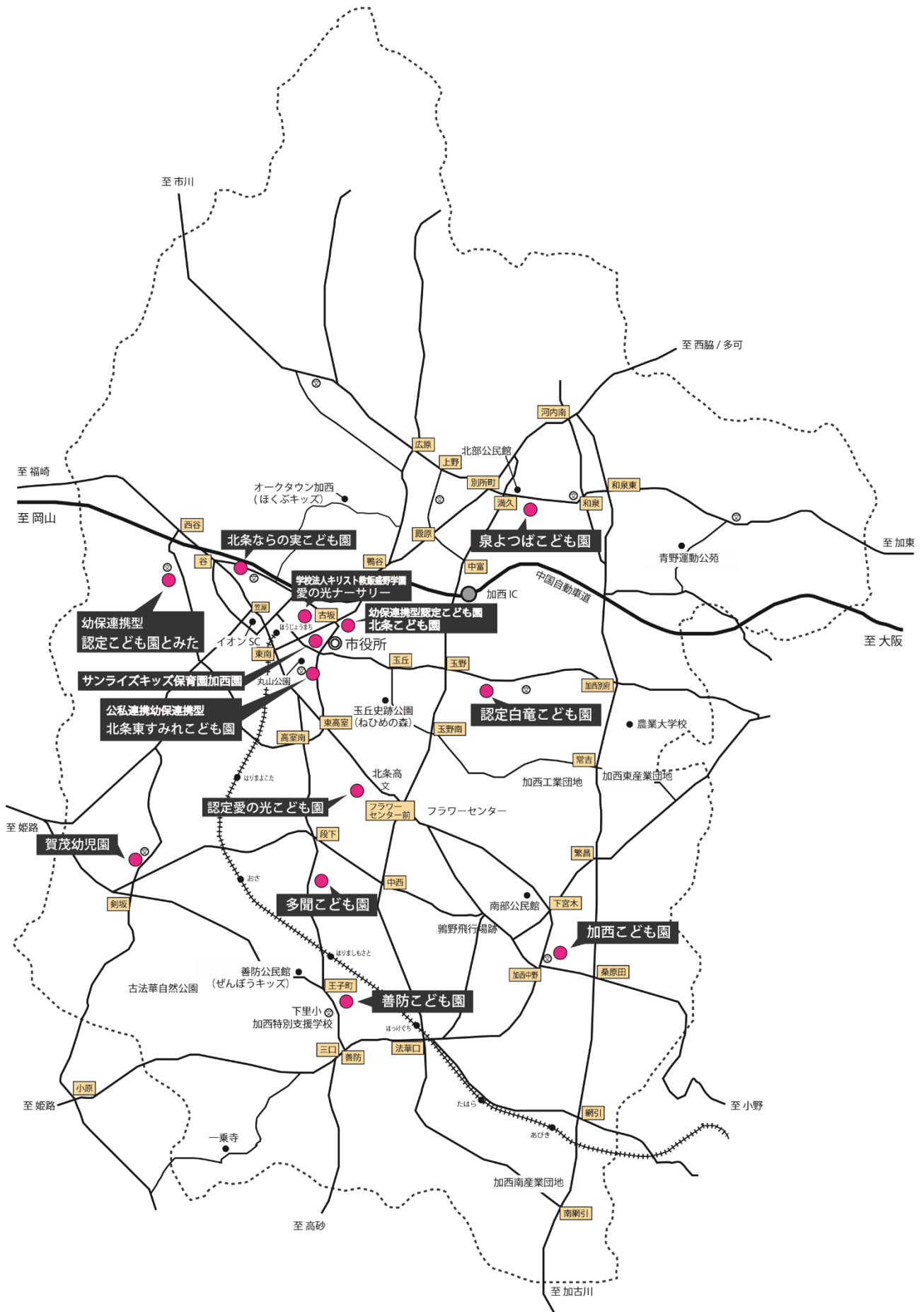
令和5年度の入所年齢(クラス)は、下表のとおりです。

入所年齢(クラス)	生年月日	
0歳児	令和4(2022)年4月2日	～
1歳児	令和3(2021)年4月2日	～ 令和4(2022)年4月1日
2歳児	令和2(2020)年4月2日	～ 令和3(2021)年4月1日
3歳児	平成31(2019)年4月2日	～ 令和2(2020)年4月1日
4歳児	平成30(2018)年4月2日	～ 平成31(2019)年4月1日
5歳児	平成29(2017)年4月2日	～ 平成30(2018)年4月1日

最新の施設状況は、加西市ホームページでご確認いただけます。



加西市内施設マップ



各施設の保育時間

7:00 7:30 8:00 8:30 12:00 13:00 13:30 14:00 14:30 15:00 16:00 17:00 17:30 18:00 18:30 19:00 19:30

多間	月～金	教育		8:00～14:00	預かり			
		短		8:00～16:00		延長保育		
		標準	7:00～18:00				延長保育	
	土	短		8:00～12:00	延長保育			
		標準	7:00～12:00		延長保育			
善防	月～金	教育		8:00～14:00	預かり			
		短	延長保育	8:00～16:00		延長保育		
		標準	7:00～18:00				延長保育	
	土	短	延長保育	8:00～13:00	延長保育			
		標準	7:00～18:00					
白竜	月～金	教育		8:00～14:00	預かり			
		短		8:00～16:00				
		標準	7:00～18:00				延長保育	
	土	短		8:00～16:00				
		標準		8:00～16:00				
愛の光	月～金	教育	預かり	8:30～14:30	預かり			
		短	延長保育	8:00～16:00		延長保育		
		標準	7:00～18:00				延長保育	
	土	教育			預かり			
		短		8:00～16:00				
		標準	7:00～16:00					
とみた	月～金	教育	預かり	8:30～14:00	預かり			
		短	延長保育	8:00～16:00		延長保育		
		標準	7:00～18:00				延長保育	
	土	教育	預かり					
		短	延長保育	8:00～12:00	延長保育			
		標準	7:00～15:00		延長保育			
北条	月～金	教育	預かり	8:30～14:00	預かり			
		短	延長保育	8:00～16:00		延長保育		
		標準	7:00～18:00				延長保育	
	土	短	延長保育	8:00～12:00	延長保育			
		標準	7:00～15:00		延長保育			
北条東すみれ	月～金	教育		8:00～14:00	預かり			
		短	延長保育	8:00～16:00		延長保育		
		標準	7:00～18:00				延長保育	
	土	短		8:00～13:00	延長保育			
		標準	7:00～18:00					
北条ならの美	月～金	教育		8:00～14:00	預かり			
		短		8:00～16:00				
		標準	7:00～18:00				延長保育	
	土	短		8:00～12:00				
		標準	7:00～18:00					延長保育
賀茂 ^{注1}	月～金	教育		8:00～14:00	預かり			
		短		8:00～16:00				
		標準	7:30～18:00					
	土 ^{注1}	短		8:00～12:00				
		標準	7:00～18:00					延長保育
加西	月～金	教育		8:00～14:00	預かり			
		短		8:00～16:00				
		標準	7:30～18:00					
	土	短		8:00～12:00				
		標準	7:30～12:00					
泉よつば	月～金	教育		8:00～14:00	預かり			
		短		8:00～16:00				
		標準	7:00～18:00				延長保育	
	土	短		8:00～12:00				
		標準	7:00～12:00					
愛の光ナーサリー	月～金	短	延長保育	8:00～16:00		延長保育		
		標準	7:00～18:00				延長保育	
	土	短		8:00～16:00				
		標準	7:00～16:00					
サンライズキッズ	月～金	短	延長保育	8:00～16:00		延長保育		
		標準	延長保育 7:30～18:30				延長保育	
		短	延長保育	8:00～16:00		延長保育		
		標準	延長保育 7:30～18:30				延長保育	

注1 賀茂幼稚園の土曜保育は、北条ならの美こども園で実施します。

※教育利用の預かりについては、8 ページをご覧ください。

※延長保育については、9 ページをご覧ください。

手続きの流れ(入所申し込み～入所まで)

R5.4.1 年齢	3 歳以上		3 歳未満
保育の必要性※1	なし	有	有
利用区分	教育利用 (1号認定)	保育利用 (2号認定)	保育利用 (3号認定)
対象施設	認定こども園、幼稚園	認定こども園 保育所(園)等	認定こども園、保育所(園) 小規模保育所等
受付場所	各施設	こども未来課	
受付時間	(私立)施設により異なります ※各施設にお問い合わせください (公立)平日午後 3 時～午後 5 時	平日午前 9 時～午後 5 時	
入所までの流れ	<p>以下の書類を添えて、入所希望施設に提出※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付認定申請書兼入所申込書 ・食物アレルギーに関する調査表 ・本人確認書類(免許証等)※5 ・マイナンバー確認書類(世帯全員)※6 【一斉申し込み：令和 4 年 10 月 28 日まで】 【随時申し込み：表紙参照】 <p>↓</p> <p>施設から入園内定を受ける ※選考方法は施設により異なります</p> <p>↓</p> <p>こども未来課が教育利用の認定(1号認定)を行う</p> <p>↓</p> <p>施設と契約</p> <p>↓</p> <p>入所説明会等</p> <p>↓</p> <p>入所</p>	<p>以下の書類を添えて、こども未来課に提出※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付認定申請書兼入所申込書 ・食物アレルギーに関する調査表 ・就労証明書等保育を必要とする証明書※4 ・本人確認書類(免許証等)※5 ・マイナンバー確認書類(世帯全員)※6 【一斉申し込み：令和 4 年 10 月 28 日まで】 【随時申し込み：表紙参照】 <p>↓</p> <p>こども未来課で、提出された申請書類等の内容を確認し、保育認定(2・3号認定)及び入所調整を行う。</p> <p>↓</p> <p>結果通知 【一斉申し込み：令和 5 年 2 月中旬】 【随時申し込み：毎月 21 日以降】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">入所決定</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">入所保留</div> </div> <p>↓</p> <p>施設と契約</p> <p>↓</p> <p>入所説明会</p> <p>↓</p> <p>入所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>入所保留通知は、令和 6 年 3 月 31 日まで有効です。希望施設に空きが出るまでお待ちいただく場合は、特に手続きは不要です(この場合、施設に空きが出るまでこども未来課からご連絡することはありません。また、保留通知は一度しか発行されません)。入所希望施設を変更される場合は、手続きが必要です(7ページをご確認ください)。</p> </div>	

入所申し込み後、申請内容等に変更が生じた場合は、速やかに 7 ページをご確認の上、所定の手続きをしてください。所定の手続きを行わなかった場合、利用ができなくなることもあります。

※1 保育の必要性については、5 ページをご確認ください。

※2 市外施設での教育利用を希望される場合は、必要書類及び受付期間が異なりますので、施設にお問い合わせの上、ご提出ください。また、施設へご提出後、上記書類を添えて、こども未来課へお越しください。

※3 市外施設での保育利用を希望される場合は、市区町村ごとに受付期間が異なりますので、入所希望施設所在地の市区町村に、受付期間・必要書類等をご確認の上、加西市にお申し込みください。

※4 保育を必要とする証明書類は、申請理由や状況により異なります。詳細は、6 ページをご覧ください。

※5 マイナンバーカードがあれば、マイナンバー確認と本人確認を 1 枚で行うことができます。

※6 マイナンバー確認書類は、原本をご提示ください(コピーでは受付できません)。通知カード記載の住所が現住所と異なる場合は、マイナンバー確認書類とはなりませんので、マイナンバー入り住民票をご提示ください。

各施設の利用申込について

認定こども園・小規模保育所等の利用にあたり、児童の年齢や教育・保育の必要性に応じて、教育・保育給付認定(下表参照)を受けていただく必要があります。

3つの認定区分

年齢	保育の必要性の有無	認定区分	利用先
満3歳以上	なし (保育は必要としないが、教育を希望)	1号認定 (教育利用)	幼稚園 認定こども園(教育利用)
満3歳以上	あり (就労等により、保育が必要)	2号認定 (保育利用)	認定こども園(保育利用) 保育所(園)
満3歳未満	あり (就労等により、保育が必要)	3号認定 (保育利用)	認定こども園(保育利用) 保育所(園)、小規模保育所

保育の必要性の認定基準(2・3号認定)

保護者(父母とも)が以下のいずれかに該当し、家庭において子どもの保育が困難な場合に限り、保育利用(2・3号)認定を受け、施設等への入所申し込みができます。「下の子の育児が大変」、「集団生活に慣れさせたい」といった理由だけでは、保育の必要性は認められません。また、定員を超えて申し込みがあった場合、保育の必要性に応じて入所決定を行いますので、入所できないことがあります。

なお、保育時間の認定は、保育の必要性により、「保育標準時間(最長11時間)」・「保育短時間(最長8時間)」があります。施設により、保育標準時間・短時間が若干異なりますので、保育時間の詳細については、3ページでご確認ください。

また、申し込みにあたり、必要な書類は、6ページをご確認ください。

	保育の必要性の事由	保育時間の認定
就労	月48時間以上仕事をしている場合	標準時間 短時間
求職活動 起業準備	仕事を探している場合、起業を予定している場合 (認定期間：入所月から最長3か月) ※期間内に就労証明書等の提出がなければ、認定取消・退所となります。 ※年度内に1度しか利用できません。	短時間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間もない場合 (認定期間：予定月の2か月前から2か月後の最長5か月)	標準時間 短時間
育児休業中の 継続利用	育児休業取得時にすでに認定こども園等を利用しており、継続利用が必要であると認められる場合 ※新規の申し込みの場合は、対象外となります。	短時間
疾病・障害	病気やけが、心身に障害がある場合	標準時間 短時間
介護等	同居または長期入院等の親族の介護・看護をしている場合	標準時間 短時間
災害復旧	火災、風水害、地震等の災害の復旧にあっている場合	標準時間 短時間
就学	学校に在籍している、または職業訓練を受けている場合 ※一時預かりで対応可能な短時間の就学等は除く	標準時間 短時間
その他	上記に類いする状態にあるとして市が認める場合	標準時間 短時間

保育利用(2・3号認定)申請に必要な書類

申し込みには、「教育・保育給付認定申請書兼入所申込書」に加え、保護者(父母とも)それぞれの保育を必要とする事由に応じた証明書類等が必要です。必要な書類が添付されていない場合、受付できない場合もあります。受け付けた場合でも、入所調整に不利になる場合もあります。

同一世帯から2人以上の児童が申請を行う場合、「教育・保育給付認定申請書兼入所申込書」は児童1人につき1枚ずつ必要ですが、保育を必要とする事由に応じた証明書類等は、保護者(父母とも)1部ずつで結構です。

なお、鉛筆や消えるボールペンで書かれた証明書は無効となります。また、訂正する場合は、修正テープ等を使用せず、訂正印で訂正してください。

※証明書類について、勤務先に無断で作成・改変を行ったり、虚偽の記載(勤務していないのに勤務している等の記載)を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

保育を必要とする事由		使用様式 及び 留意事項
就労	雇用主がある場合 会社員・パート・内職 自営業(法人)等	【使用様式】 就労証明書 (※証明日から3か月以内のもの) 勤務先で証明を受けてください。 ※内定しているが勤務先で証明を受けられない等の場合、まず、各地区の民生委員児童委員の証明を受けてください。勤務開始後、すみやかに勤務先で証明を受けてください。
	自営業(法人でない) ・農業等	【使用様式】 就労証明書 (※証明日から3か月以内のもの) 必要事項記載の上、お住まいの地区の民生委員児童委員の証明を受けてください。 ※申請者本人が当該事業の主たる経営者でない場合は、 当該事業に従事していることがわかる書類 (給与明細書の写し・収支が記載された帳簿の写しなど)を添付してください。 ※主たる経営者の方は、事業を開業されて1年未満の場合は、 事業の開業届 等の写しを添付してください。
求職活動 起業準備	【使用様式】 就労予定申立書(兼 退所届) ※ 3ヶ月以内 に就労証明書を提出してください。 ※求職活動は、年度内に1度しか認められていません。 期間内に提出がなければ認定取消・退所 となります	
妊娠・出産	母子手帳の写し (申請者本人の氏名及び分娩予定日の記載があるページ)	
育児休業中の継続利用	【使用様式】 就労証明書 (※証明日から3か月以内のもの) 勤務先で証明を受けてください。	
保護者の疾病・障害 ^{注1}	診断書(証明日から3か月以内) ただし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合は、その 手帳の写し(氏名、手帳番号、等級・障害内容の記載面) でも可	
介護等 ^{注1}	診断書(証明日から3か月以内) ただし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付、介護保険の要介護認定を受けている場合は、その 手帳または介護保険被保険者証の写し(氏名、手帳番号、等級・障害内容(要介護度)の記載面) でも可 ※別居の方の介護をされている場合は、申立書も必要です。	
災害復旧	罹災証明書を提出してください。	
就学	学生手帳の写し 又は 在学証明書 、及び 時間割 等通学状況の分かるものを提出してください。	

注1 疾病・障害、介護等は、原則、保育短時間認定です。保育標準時間の認定が必要な場合は、「申立書」に具体的な理由等をご記入の上、ご提出ください。

入所申し込み後の手続きについて

入所開始日は毎月 1 日、退所日は毎月月末となっています。

各種変更手続きの締切日は毎月 20 日（土・日・祝日の場合は、直前の開庁日）となっており、手続きをした翌月初日から変更内容が適用されます。施設への提出も可能ですが、締切間際の場合は、こども未来課へ提出してください。所定の手続きを行わなかった場合、利用ができなくなることもあります。

状況	提出書類	電子申請
入所申し込みを取り下げる※ ¹	辞退届注 ¹	●
保護者の就労状況に変更があった	教育・保育給付認定変更申請書 + 就労証明書	—
保護者が仕事を辞めた※ ²	退所(辞退)届注 ¹ または 教育・保育給付認定変更申請書	△※ ²
妊娠した	教育・保育給付認定変更申請書 + 母子手帳の写し(申請者本人の氏名及び分娩予定日の記載があるページ)	●
出産した※ ³ (育児休業を取得しない場合)	退所(辞退)届注 ¹ または 教育・保育給付認定変更申請書	●
出産し、育児休業を取得した(する)※ ⁴	教育・保育給付認定変更申請書 + 就労証明書	—
育児休業から復帰した	教育・保育給付認定変更申請書 + 就労証明書	—
家庭の状況が変わった※ ⁵	教育・保育給付認定変更申請書 + 必要書類※ ⁵	—
住所・連絡先が変わった	教育・保育給付認定変更申請書	●
市外へ転出する※ ⁶	退所(辞退)届注 ¹	●
退所する	退所届注 ¹	●

注1 提出書類の正式名称は、「利用施設等退所(辞退)届兼教育・保育給付認定辞退届」です。

※1 入所前の手続きです。入所後は、辞退ではなく退所になります。

※2 保育の必要がない場合、退所となるため「利用施設等退所(辞退)届兼教育・保育給付認定辞退届」(電子申請●) 求職活動をする場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」及び「就労予定申立書(兼 退所届)」(電子申請不可)

※すでに年度内に求職活動での認定を受けたことがある場合は、利用できません。

教育利用に変更する場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」(電子申請●)




※3 出産後、育児休業を取得されない場合は、退所または教育利用への変更となります。

※4 出産予定児での申し込みの場合、マイナンバーの確認も必要です。

※5 婚姻等により世帯員(家族)が増えた場合は、マイナンバーの確認が必要です。また、新しい保護者の保育が必要である証明書類の提出も必要です。

※6 市外へ転出することにより、加西市での退所となります。転出後も引き続き利用する場合は、転出先の市区町村で手続きをしてください。

【電子申請QRコード】

内容	QRコード	URL	状況
辞退		https://logofom.jp/f/NOe8v	入所申し込みの取り下げ 保護者が仕事を辞めた(入所前) 出産をした(入所前) 市外転出(入所前)
退所		https://logofom.jp/f/oFRom	保護者が仕事を辞めた(入所後) 出産をした(入所後) 市外転出(入所後) 退所
変更		https://logofom.jp/f/8Yjr4	妊娠した 出産した(保育利用から教育利用への変更) 住所・連絡先が変わった

※令和 4 年 12 月からの運用を予定しています。

保育料について

加西市では、令和4年10月から、0～2歳児の**保育料を無償化**し、認可施設に在籍するお子様の保育料を補助しています(認可外施設については、42,000円/月を上限に補助しています)。ただし、施設により、**保育料のほかに独自に設定する上乗せ利用料等がある場合もあります**ので、各施設に直接お問い合わせください。
 なお、保育料については、国および県・市で負担しているため、保護者の所得(課税状況)に応じた階層判定をする必要がありますので、新規入所時及び毎年3月・8月に保護者の所得(課税状況)が確認できない場合は、ご連絡することがあります。

令和4年度 加西市保育料基準額表「0歳児～2歳児」

階層	区分	第1子	第2子	第3子
1	生活保護法による被保護世帯	無	料	無 料
2	市民税非課税世帯	無	料	
3	市民税均等割りのみ世帯	15,800 (14,800)	7,900 (7,400)	
		ひとり親世帯等 7,400 (6,900)	0	
4	市民税所得割のある世帯 所得割課税額	48,600円未満 18,600 (17,600)	9,300 (8,800)	
		ひとり親世帯等 7,400 (6,900)	0	
5	市民税所得割のある世帯 所得割課税額	59,000円未満 22,800 (21,800)	11,400 (10,900)	
		ひとり親世帯等 7,400 (6,900)	0	
6	市民税所得割のある世帯 所得割課税額	77,101円未満 27,200 (26,200)	13,600 (13,100)	
		ひとり親世帯等 7,400 (6,900)	0	
7	市民税所得割のある世帯 所得割課税額	79,000円未満 27,200 (26,200)	13,600 (13,100)	
8	市民税所得割のある世帯 所得割課税額	97,000円未満 29,600 (28,600)	14,800 (14,300)	
9	市民税所得割のある世帯 所得割課税額	125,000円未満 34,000 (33,000)	17,000 (16,500)	
10	市民税所得割のある世帯 所得割課税額	169,000円未満 38,600 (37,600)	19,300 (18,800)	
11	市民税所得割のある世帯 所得割課税額	301,000円未満 43,400 (42,400)	21,700 (21,200)	
12	市民税所得割のある世帯 所得割課税額	397,000円未満 54,200 (53,200)	27,100 (26,600)	
		397,000円以上 63,200 (62,200)	31,600 (31,100)	

教育利用「1号認定」

保育料	無料
給食費※	無料(市外にお住まいの方は、実費負担)
その他	絵本代、PTA会費等(施設により異なる)

※すでに無償化の副食費に加え、令和5年1月から主食費の無償化も予定しています。

幼稚園型一時預かり

こども園(教育利用)の園児を対象とした、各園で実施する預かり保育です。利用要件や保育料は施設により、異なります。公立園については下表のとおりです。**私立園については、各施設にお問い合わせください。**

実施日時	一時預かり保育料
教育時間終了後 14:00～18:00	300円/日(おやつ代含む)
長期休業期間中 8:00～18:00	800円/日(おやつ代・給食代含む)

- ▶ 1日単位での利用が可能です。
- ▶ 利用時間にかかわらず一律料金です。
- ▶ 長期休業期間中は**緊急時のみ**利用できます。
- ▶ 減免制度があります。
- ▶ 土日祝、お盆等は除きます。

保育利用《2・3号認定》

保育料	無料
給食費※	無料(市外にお住まいの方は、実費負担)
その他	絵本代、PTA 会費等(施設により異なる)

※すでに無償化の副食費に加え、令和5年1月から主食費の無償化も予定しています。
 ※給食費は、3～5歳児のみ(0～2歳児の給食費は保育料に含まれています)

延長保育

利用要件や保育料は施設により、異なります。公立園については下表のとおりです。
私立園については、各施設にお問い合わせください。

延長保育料	500円/回(上限:5,000円)
利用要件	1歳児以上、入所後別途申請が必要

※公立園は、北条ならの実こども園・泉よつばこども園のみで実施

一時預かり(一般型)

保護者の就労や私的な都合により、一時的に保育が必要となる子どもが対象です。施設により、利用料や利用条件が異なります。利用を希望される場合は、1ページで実施施設をご確認の上、**希望する施設に直接ご連絡ください。**

公立園の利用料及び利用条件等(私立園については、各施設にお問い合わせください。)

対象	半日	一日	給食・おやつ代
3歳未満児	1,400円	2,300円	300円(別途)
3歳以上児	800円	1,300円	200円(別途)

- ▶ 1歳児から利用が可能です(年齢は令和5年4月1日の満年齢です)。
- ▶ 利用時間 8:00～16:00 ▶ 土日祝、お盆等は除きます。
- ▶ 3～5歳児、3歳未満児の市民税非課税世帯で、保育の必要性の事由に該当する場合は利用料が無償となります(上限有、別途申請が必要です)。

病児・病後児保育



病気などで、こども園等での集団生活が困難なお子様を一時的にお預かりします。
 事前の利用登録が必要です。詳細は、「病児・病後児保育室ひまわり」へお問い合わせください。

対象	病気やけがでこども園等での集団生活が困難な小学生以下の子ども
実施場所	病児・病後児保育室ひまわり 加西市北条町北条 28-1 アスティアかさい 2階 ☎0790-38-8415
利用料	市内在住の方： 0円/日 市外在住の方： 2,000円/日(生保・非課税世帯は0円/日)

加西市ファミリー・サポート・センター



育児サポートを受けたい人と育児のサポートを行いたい人が会員になって、お互いの理解と協力のもとに、地域の中で子育てのサポート活動(相互援助活動)を行う会員組織です。保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後の子どもの預かりなど行っています。利用には、**事前の登録**が必要です。詳細は、加西市ファミリー・サポート・センターへお問い合わせください。☎0790-42-0111(平日8:30～17:15)

